

鷺宮児童館

☎58・7054

◆プランド

日時 2月14日(木) 10時30分
 内容 リズム遊び「親子ダンス」ほか

対象 幼児とその保護者

◆映画会

日時 2月17日(日) 13時30分
 内容 「ぼくときどきぶた」
 「瓜っこ姫とアマンジャク」

対象 小学生

◆ミニおはなしタイム

日時 2月19日(火) 11時～11時15分
 内容 パネルシアター「ちよろチューをすくえ」ほか

対象 幼児とその保護者

◆のびのびタイム

日時 2月19日(火) 11時15分～12時
 内容 体位測定など

対象 幼児とその保護者

◆よむよむのおはなし会

日時 2月20日(水) 11時～11時30分
 内容 パネルシアター「まんなるちゃん」ほか

対象 幼児とその保護者

◆絵手紙教室

日時 3月3日(日) 10時30分～11時30分
 内容 絵の具を使い、心を込めた絵手紙を書く

対象 小学生

定員 15人(申込順)

申込期間 2月12日(火)～19日(火)

※休館日を除く

申込方法 直接または電話で、鷺宮児童館へ

しようぶ会館

☎85・0370

◆①絵手紙教室

日時 2月26日(火) 10時～12時
 内容 筆を使い、絵手紙を書く

定員 10人(申込順)

◆②コサージュ作り教室

手作りコサージュで出掛けてみませんか。

日程 3月5日(火)・12日(火)
 全2回 各10時～12時
 内容 造花や生花を使い、コサージュを作る

定員 15人(申込順)

費用 1500円(材料費)

【①・②共通】

対象 市内在住・在勤・在学者
 申込開始 2月12日(火) 9時
 申込方法 費用を添えて、直接、しようぶ会館へ

市立図書館

—中央図書館—

☎21・0114

◆名作映画会

日時 2月16日(土) 13時30分
 内容 「レ・ミゼラブル」178分

—栗橋文化会館図書室—

☎52・2000

◆ゆずりは「昔ばなしを楽しむ会」

日時 3月9日(土) 14時

内容 「かさじぞう」ほか

対象 大人・児童

◆図書館講座「わらべうたを楽しまう」

日程 2月20日(水)、3月6日(水) 全2回 各10時～12時

場所 栗橋文化会館(イリス)

1階視聴覚室

講師 鷺見優子さん(浦和子どもの本連絡会会員)

対象 わらべ歌を取り入れた子育てと図書館ボランティアに興味のある方

定員 20人(申込順)

申込開始 2月13日(水) 10時

申込方法 直接または電話で、栗橋文化会館図書室へ

休館のお知らせ

鷺宮図書館は、特別整理等のため、2月18日(月)から25日(月)まで休館します。
 この間、インターネットによる予約もできませんので、ご了承ください。

くらしの110番情報

くじ引きで当たったウォーターサーバー
 —水の販売が狙いだった!—

【相談事例】

公衆浴場で、たまたまやっていくじ引きでウォーターサーバーが当たった。レンタル料は無料だという。断ったが「当たった以上は契約してくれないと困る」と言われ、仕方なく契約した。数日後、サーバーと水が届いた。水の代金は月々2000円程度とのことだったが、5000円を請求された。話が違っているので解約したいと連絡すると、今度は解約料として1万円を請求された。(50歳代 女性)

【アドバイス】

①「くじ引きの当たり」はあらかじめ仕組まれたもので、本当の狙いは商品の販売です。甘い言葉に乗せられ、その場の雰囲気の流れで契約してしまうように気をつけましょう。
 ②契約を検討する場合は、契約後に必要となる料金や解約の可否・方法などについて詳しく説明を聞き、契約書の内容を理解した上で判断しましょう。
 ③事例の場合、契約書面を受領した日から8日を経過するまでの期間であれば、クーリング・オフできる可能性があります。また、消費者を脅したり、困らせたりする勧誘方法は法律で禁止されていて、契約の取り消しができるケースもあります。すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。
困ったときは次の窓口へ
 県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999
 ※月～金曜日9時30分～16時
 市消費生活相談室 17ページ
 の無料相談をご覧ください。
 問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

【ポイント】

これは、本来の目的が水の販売であるのに、そのことを隠し、場所を借りて消費者にくじを引かせて契約を迫る商法です。「当たりました。ウォーターサーバーのレンタル料は無料です。」などと言葉巧みに誘い、水の宅配の契約などをさせようとしています。
 商品や代金の説明が不十分、不正確なケースが多く、「たぐさんの水が届いて困る」「高額な解約料を請求された」などといった相談が寄せられています。

